

「第三次富士川町男女共同参画基本計画(案)」に対するパブリックコメント手続実施結果

- 1 意見募集期間:令和 8 年 1 月 7 日 ~ 令和 8 年 2 月 5 日
- 2 意見提出件数: 1 件
- 3 お問い合わせ:富士川町役場政策秘書課 秘書担当 電話 0556-22-7216
- 4 意見の概要と町の考え方

	意見等の概要	町の考え方	町の対応
1	【意見】 町民の意識調査としてアンケートを実施し、それを基に課題の抽出及び経過や成果を計りますが、回答率が半数に満たないアンケートの結果のみでそれらを判断することに不安を覚えます。	町民の皆様から貴重なご意見をいただきました。次回、町民意識調査を実施する場合、回答率が100%に近づくような取組を実施してまいりたい。	修正なし
2	【意見】 ・基本目標2の重点目標の取組(1)についてですが、地域内の役員や行事等の役割を決める際、議案書等に各役職について男性が担当するか女性が担当するかが既に記載されているなど、性別役割分担が慣例的に固定されていると感じます。私は首都圏からの移住者ですが、性別役割分業についての意識はかなり遅れていると指摘せざるを得ません。 町におかれましては、時代の変化や世代交代による意識の変革を待つのではなく、積極的に町民の意識改革を行っていただきたいと思ます。	女性リーダーシップ促進に向けて関係課との連携強化を進め、周知・啓発活動も併せて実施してまいりたい。	
3	【提言】 アンケートによる調査も一定の現状把握にはなるかと思いますが、各地区の区長や組長、役員の方々への具体的な現状調査、例えば役員中の男女の比率や、役員や役割等を決める際に性別がその決定に影響していないかなどの聞き取りをさせてはいかがでしょうか。また、女性が区長や組長、区会議員などの役職に就くことを拒むことは「差別」にあたることを明確に周知・啓発して頂けたらと思います。 女性が地区の役職に就くことを拒むことは「差別」にあたることを、明確に周知・啓発ことが推奨された。	毎年、各地区から提出していただいている役員名簿を基に男女の比率や性別による影響を確認してまいりたい。	
4	【提言】 この様式もそうですが、役場発行の書類等で性別を聞かなくてはならない場合に□男性□女性の他に、回答しないなどの他の選択肢も必要かと思います。	必要に応じて「回答しない」などの選択肢の追加を進めてまいりたい。	